

令和7年度 井の頭自然文化園 実習生募集要領

井の頭自然文化園では、大学生等の一般的な職業観・勤労観の育成に加え、当園の事業内容と社会的意義に対する理解を深めてもらうことを目的に、下記のとおり動物園実習・博物館実習の受入を実施する。ただし、感染症等により、プログラムを変更・中止する場合がある。

1. 実習の種類と内容

- (1) 動物園実習 動物園事業に関する飼育展示業務、教育普及業務、案内接客や販売にまつわる業務、施設の維持管理業務などを実習する。
- (2) 博物館実習 教育普及係において教育普及業務を中心に実習する。

2. 実習受入対象

- (1) 動物園実習
当園の事業に関心を持つ、短大・大学・大学院及び専修・各種学校に在籍する動物または動物園・水族館に関係のある学科を専攻している2年生以上で、在籍校からの公的な推薦を受けられるもの。なお関係学科とは、動物学、獣医学、生物学、畜産学、水産学のほか、専修・各種学校における動物取扱業関連の技術者養成過程を含むものとする。学芸員の資格取得を目指す者は対象としない（別途、博物館実習に応募すること）。
- (2) 博物館実習
博物館法第5条第1号の規定に基づき、大学等の教育機関に在籍し「博物館実習」の単位取得を目的とする大学3年生以上で、当園の事業に関心を持つ者。学部は問わない。

3. 実習期間と募集人数

- (1) 動物園実習
実習期間：休日2日間を含む10日間（実質8日間）。休日は園が指定する。
期間① 令和7年9月 5日（金）～9月14日（日）
期間② 令和7年9月21日（日）～9月30日（火）
定 員：各期間 3名程度
- (2) 博物館実習
実習期間：休日2日間を含む12日間（実質10日間）。休日は園が指定する。
令和7年11月13日（木）～11月24日（月・祝）
定 員：4名

4. 実習時間

- (1) 実習は土・日及び祝日に関係なく行う。
- (2) 実習時間は原則として9時30分（動物園実習の飼育実習日は8時30分）から、17時00分までだが実習内容によって開始、終了時間は変更する場合がある。
- (3) 休憩時間は原則として、12時から13時だが、作業内容次第で前後する場合がある。

5. 申込み手続き

実習希望者は応募フォームに必要事項を記入の上、申し込む。課題作文フォーマットは当園ホームページよりダウンロードすること。

※所属校の実習担当窓口に申し込みを行う旨を連絡した上で、申し込むこと。

【申し込み締め切り日】 令和7年6月20日（金）

【課題作文】 文字数：1,200文字以内

・動物園実習【様式1】

「当園の動物園実習は動物園事業にまつわる様々な業務を体験するプログラムとなっています。実習の内容について過去のプログラムを一読したうえで、動物園実習へ参加を希望する理由を書いてください。」

・博物館実習【様式2】

「これまで学芸員過程で学んだことをふまえ、あなたが井の頭自然文化園の学芸員だったら来園者の学びを深めるためにどのような取り組みをしてみたいか、園の特徴を考慮したうえで述べてください。」

6. 選考方法

- ・実習生の決定にあたっては、申込時記入事項と課題作文の総合評価によって選考する。
- ・選考結果は当落に関わらず、所属校の実習担当に通知する。通知は7月中～下旬を予定。

7. 決定後の手続き

決定後、所属校から以下2点を教育普及係まで郵送する。受領後、実習申請書および依頼文への回答を園から学校宛に一括送付する。

- ・実習受入申請書（当園所定の様式）
- ・返信用切手を貼付けした返信用封筒（角型A4判封筒）

8. 修了証の発行

- (1) 学校が必要と判断する場合に限り、修了証を発行する。
- (2) 必要な場合は書類を用意の上、初日に実習担当者まで申し出ること。なお、修了証は9に提示している実習終了後の提出書類が受理されない場合には発行しない。学校窓口宛てに送付するため返信用の封筒を用意すること。
- (3) 発行は、実習終了日から1カ月半ほどかかる。

9. 実習終了後の提出書類について

実習レポート（文字数1,200字程度）を、実習終了後14日以内に提出する。園指定の様式はないが、学校指定の様式がある場合はその様式で作成すること。レポート提出がない学生がいた場合、翌年の実習生選考時に所属校が選考の対象外になる場合がある。

10-1. 申し込みにあたっての注意事項

- (1) 授業やゼミ等のスケジュールが実習期間と重なることがないように、学校のスケジュールとよく照らし合わせ、キャンセルすることのないように十分な事前確認をすること。
- (2) 以前に当園で実習した者は、同コースでの実習は受けることができない。
- (3) 動物アレルギーのある者は必ず申告すること。
- (4) 実習開始1ヶ月以内に海外から入国、または帰国した方は、渡航国名および地域名を申告すること。（実習直前に鳥インフルエンザなどの感染症発生国に入国している場合は、実習が受けられない場合がある。）
- (5) 実習開始日の前1週間以内に海外から帰国または入国した者は、飼育管理エリアへの立ち入りが

できない。

10-2. 実習中の注意事項

- (1) 実習生は、実習期間中に実習生としての指導を受ける他、何らの特権を有しない。
- (2) 実習生は、職員の指示に従い、誠実に実習を受けること。実習態度が不適切な者は、受け入れを中止する場合がある。
- (3) 実習中に知り得た情報に関して、それを公表してはならない。
- (4) 実習中に事故等によって負傷疾病などの被害を受けた者、当園は補償しない。
(事前に誓約書を提出していただきます)
- (5) 実習中、故意または本人の不注意により当園に損害を与えた場合は、本人または依頼者の責任に於いて弁償すること。なお、その内容については、その都度、園と協議の上決定する。
(事前に誓約書を提出)
- (6) 実習実施に伴う障害保険等は、所属校において加入すること。
- (7) 実習初日に配布する名札を常に着用し、求められた場合はすみやかに提示すること。

10-3. 感染症対策について

- (1) 感染症予防のため、麻疹（はしか）の予防接種を受けたことのない（受けた記憶がない）者は、実習開始2週間前までにワクチンを接種すること。未接種の場合は実習が受けられない。ただし、麻疹の罹患歴がある者は再度接種する必要はない。
- (2) 実習日は来園前に家畜等を扱ったり、野生動物に接触したりすることがないようにすること。なお、やむを得ない事情がある場合には、選考後、事前に必ず相談すること。
- (3) 飼育実習の日は衛生管理のために入浴してから帰宅すること。また作業中着用した作業服は園で洗濯をする。また当園が貸し出した長靴を必ず着用すること。
- (4) 実習日程や内容によっては、新型コロナウイルス感染症または高病原性鳥インフルエンザ、豚熱等、予定通りの実習が難しい場合がある。
- (5) 実習当日に体調のすぐれない場合は、欠席すること。

11. その他

- (1) 実習に対する謝礼・金品などは一切受付けない。
- (2) 申込時に提供いただいた個人情報は、実習に関する連絡のみに使用する。また、データの保管や削除など、個人情報については厳重な管理をする。選考の際に送付された書類は返却せず当園で処分する。
- (3) 何らかの事由により臨時休園する事態になった時には、実習を中止する場合がある。

12. 問い合わせ先

井の頭自然文化園 教育普及係

住 所：〒180-0005 東京都武蔵野市御殿山1-17-6

電 話：0422-46-1100（9：30～17：00、休園日はつながりません）

昨年度の動物園実習プログラム(期間①)

日程		実習内容
1日目	金	ガイダンス、講義、園内見学
2日目	土	飼育係実習
3日目	日	飼育係実習
4日目	月	休日
5日目	火	施設係実習
6日目	水	管理係実習
7日目	木	休日
8日目	金	飼育係実習
9日目	土	飼育係実習
10日目	日	教育普及係実習

昨年度の動物園実習プログラム(期間②)

日程		実習内容
1日目	金	ガイダンス、講義、園内見学
2日目	土	飼育係実習
3日目	日	飼育係実習
4日目	月	施設係実習
5日目	火	休日
6日目	水	管理係実習
7日目	木	飼育係実習
8日目	金	休日
9日目	土	飼育係実習
10日目	日	教育普及係実習